

令和 2 年度決算に基づく
資金不足比率審査意見書

石狩市監査委員

石 監 査 第 70 号
令和 3 年 8 月 27 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市監査委員 百 井 宏 己

石狩市監査委員 花 田 和 彦

令和 2 年度決算に基づく石狩市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された、令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

第1 審査対象

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査期間

令和3年7月26日から8月20日まで

第3 審査方法

審査の実施は監査基準に準拠し、資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算出され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を求め審査を実施した。

第4 審査結果

前述のとおり審査した結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されていた。

審査した資金不足比率の概要は、次のとおりである。

1 対象会計

特別会計

個別排水処理施設整備事業特別会計 (地方公営企業法 非適用)

水道事業会計 (地方公営企業法 適用)

公共下水道事業会計 (地方公営企業法 適用)

2 資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	令和2年度 決算	令和元年度 決算	平成30年度 決算	経営健全化 基準
個別排水処理施設整備事業特別会計	-	-	-	20.0
水道事業会計	-	-	-	20.0
公共下水道事業会計	-	-	-	20.0

※資金不足を生じなかった会計は、「-」と記載した。

第5 審査意見

引き続き、各会計において資金不足が生じることがないように安定経営に努められたい。